令和８年（フ）第８７１号
福岡市南区塩原４丁目20番５―502号　Ｔｏｏｍ25
破産者　川口未来子
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９２１号
福岡市西区姪の浜６丁目３番４―301号　ソレアード姪浜
破産者　阿久津貴史
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９５３号
福岡市西区姪浜駅南４丁目14番12―201号　ベレオ　Ｍ３
破産者　福田　智一
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０８４号
福岡市中央区春吉２丁目19番15―1101号　サヴォイ　ル・パシフィーク
破産者　小柳　良太
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９号
佐賀市木原一丁目11番４号　ユニテ木原Ａ―１
破産者　田中　勝弘
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１１号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１　市営東多久駅前団地　Ｂ41号、前住所大阪府堺市堺区出島町３丁４番８号　ラ・メゾン湊203号
破産者　太田誉志也
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
佐賀県多久市東多久町大字別府5273番地１　市営東多久駅前団地　Ｂ41号、前住所大阪府堺市堺区出島町３丁４番８号　ラ・メゾン湊203号
破産者　太田　瑞貴
1　決定年月日　令和８年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
青森県八戸市長者二丁目５番25号　稲花ハウス106号
破産者　尾山由紀江
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第７８号
青森県八戸市吹上一丁目10番３号
破産者　福士　芳夫
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８５号
青森県八戸市大字櫛引字前田29番地６　ビレッジハウス１号棟507
破産者　瀧川　貴弘
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第１３号
岩手県釜石市栗林町第24地割72番地２
破産者　藤原　敬次
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第６２号
福島県郡山市中田町下枝字荒町350番地の５
破産者　矢板　　誠
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６９号
福島県郡山市大槻町字八坦16番地の６　コーポ安斉203号
破産者　河野　徳二
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第７４号
群馬県桐生市川内町５丁目410番地の３　ドミールＫ　Ａ202、前住所群馬県太田市龍舞町3958番地２
破産者　石内　佐登史
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第９１号
群馬県桐生市東２丁目10番19号　イーストヒル102
破産者　向田　千夏（旧姓岩﨑）
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第５９４号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅21棟305号
破産者　湊　　敏明
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１６７号
神奈川県藤沢市獺郷736番地の11
破産者　進藤　　晃
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２９１号
横浜市南区共進町２丁目43番地１　日興パレス蒔田402号
破産者　安田　貴子
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部